

肺炎球菌感染症を予防しよう

高齢者などの予防接種費用を助成します

■肺炎球菌感染症とは

肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は主に気道の分泌物に含まれ、唾液などを通じて飛沫感染します。感染すると気管支炎や肺炎、敗血症などの重い合併症を引き起こすことがあります。

■令和5年度の対象者

① 次の表の年齢に該当する人

表 助成対象者の年齢と生年月日

年齢	生年月日
65歳	昭和33.4.2～昭和34.4.1
70歳	昭和28.4.2～昭和29.4.1
75歳	昭和23.4.2～昭和24.4.1
80歳	昭和18.4.2～昭和19.4.1
85歳	昭和13.4.2～昭和14.4.1
90歳	昭和8.4.2～昭和9.4.1
95歳	昭和3.4.2～昭和4.4.1
100歳	大正12.4.2～大正13.4.1

② 60歳から64歳までで、心臓・呼吸器・腎臓に重い障がい（身体障害者手帳1種1級程度）がある人、またはヒト免疫不全ウイルスにより重度の免疫低下を来している人

▼重要 すでに23価肺炎球菌ワクチン（ポリサッカライド）の予防接種を受けた人は助成の対象となりません。

■助成額・回数

▼助成額 4千円 ※差額は自己負担となります。

▼助成回数 1回

■接種できる医療機関

① 市内の委託医療機関

対象者の自宅に送付されている予防接種予診票の裏面に記載しています。事前に予約してから接種してください。

② 岩手県広域的予防接種事業の協力医療機関

自宅に送付された予診票の裏面「岩手県高齢者広域接種受診票」の提示で接種が可能です。協力医療機関は、健康福祉課健康推進係に問い合わせてください。

③ 県外の施設や医療機関

自宅に送付された予診票を持って、健康福祉課健康推進係、西根・安代各総合支所または田山支所で手続きが必要です。



ささえあいの輪

地域福祉課障がい福祉係 ☎・内線1112

有料道路通行料金の割引が受けられます

障がいがある人が運転または同乗する自動車でも有料道路を利用する場合に、通行料金の5割を割り引く制度があります。制度改正の内容と併せて紹介します。詳しくは問い合わせてください。

割引の対象

- ① 身体障害者手帳第1種を持っている人が運転または同乗するとき
- ② 身体障害者手帳第2種を持っている人が運転するとき
- ③ 療育手帳A判定を持っている人が同乗するとき

割引を受けるには

事前に登録の申請が必要です。

○申請手続きに必要なもの
当該手帳、ETCカード、ETC車載機番号のわかるもの、免許証、車検証

申請の窓口

地域福祉課または西根・安代各総合支所、田山支所に加え、ウェブサイトからもオンライン申請ができるようになりました。※当面の間オンライン申請は、ETC利用申請者に限定して受け付けます。



詳細はこちら

制度が改正されました

これまでは事前登録した車両（1人1台）に限定していましたが、改正により事前登録していない親族・知人所有の自動車やレンタカー、車検時の代車なども割引の対象になりました。

◆ETC一体型クレジットカードの使用に注意

ETC一体型のクレジットカードの廃止に伴いカード番号が変わっていると、割引を正しく受けられない可能性があります。登録事項の変更の手続きが必要ですので、一度確認してください。